

別表（２）入学検定料等

1 入学検定料

項 目	金 額
研究科	30,000円

2 学生納付金

(1) 研究科

修士論文コース

項 目	金 額	
	春学期	秋学期
入学金	200,000 円	
授業料	350,000 円	350,000 円
施設設備費	120,000 円	120,000 円
合 計	670,000 円	470,000 円

特定課題研究コース（院内教育リーダー養成課程）

項 目	金 額	
	春学期	秋学期
入学金	200,000 円	
授業料	350,000 円	350,000 円
施設設備費	120,000 円	120,000 円
実験実習費		20,000 円
合 計	670,000 円	490,000 円

特定課題研究コース（保健師養成課程）

項 目	金 額	
	春学期	秋学期
入学金	200,000 円	
授業料	385,000 円	385,000 円
施設設備費	120,000 円	120,000 円
実験実習費	35,000 円	35,000 円
合 計	740,000 円	540,000 円

（注１）学生納付金は、出席の有無にかかわらず年額の2分の1をそれぞれ春学期は4月30日、秋学期は10月31日までの間に納入しなければならない。

（注２）前号に定める期日までに経済的事由等で学生納付金を納入できないときは、その旨を所定の用紙を提出することにより、納付期日を延長できる場

合がある。

(注3) いったん納入した学生納付金は、いかなる理由があっても返還しない。

(注4) 学生納付金未納の者は、単位認定をすることができない。

3 科目等履修生、聴講生納付金

項 目	金 額
検定料	10,000 円
登録料	10,000 円
履修料又は聴講料 (1 単位)	20,000 円

(注1) 登録料は、聴講生には課せられない。

4 研究生

項 目	金 額
検定料	10,000 円
登録料	10,000 円
研究料 (1 学期)	100,000 円

別表（3）休学者等の学生納付金

項 目	取 扱 い 細 則
1. 休学者	<p>休学願を提出のうえ許可された場合は、次の期日までに休学在籍料 100,000 円を納付するものとし、休学期間の授業料、施設設備費、実験実習費の納付は免除する。</p> <p>(1) 春学期または 1 年間休学する場合：4 月末日</p> <p>(2) 秋学期休学する場合：9 月末日</p>
2. 復学者	<p>学期の途中で復学した者は、復学した春学期又は秋学期の納付金を 30 日以内に納入しなければならない。</p>
3. 編入学者	<p>編入学者は、入学金のみ規定の 2 分の 1 の額とし、授業料、施設設備費及び実験実習費は規定どおりとする。</p>
4. 再入学者	<p>入学金のみ規定の 2 分の 1 の額とし、授業料、施設整備費及び実験実習費は規定どおりとする。</p>
5. 留学者	<p>(1) 留学を許可されたものは、留学期間中も学生納付金を納付しなければならない。ただし、留学期間に応じて、次のとおり減額する。</p> <p>① 春学期、秋学期を通じての留学生：学生納付金年額の 2 分の 1</p> <p>② 春学期又は秋学期のみの留学生：学生納付金年額の 4 分の 1</p> <p>(2) 留学期間の延長が認められた場合も、前項と同様とする。</p>
6. 退学者及び除籍者	<p>退学又は除籍された者の当該期分の学生納付金は、返還しない。</p>
7. 停学者	<p>停学期間中の学生納付金について、減免等特別な措置は行わない。</p>
8. 留年者	<p>(1) 卒業に要する単位が、春、秋学期それぞれ 10 単位以上の者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 授業料：半期 350,000 円 <p>(2) 卒業に要する単位が、春、秋学期それぞれ 10 単位未満の者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 在 籍 料：130,000 円 ・ 単位登録料：1 単位につき 20,000 円 <p>【留意事項】</p> <p>(1) 留年者とは、1 年次入学者は修業年限の 2 年を、また 2 年次編入学者は 1 年を超えて在学する学生をいう。</p> <p>(2) 卒業に要する履修科目の都合等で、秋学期のみの在籍であっても春学期の在籍料として 13 万円納入しなければならない。</p> <p>(3) 施設設備費及び実験実習費は免除する。</p> <p>(4) 1 年を通して履修する科目の単位については、春学期に算入する。</p> <p>(5) 留年期間中に、卒業に要する履修科目以外の履修については、単位登録料は課さない。</p>
9. 長期履修学生	<p>履修計画により 3 年または 4 年の長期履修学生となる者の授業料及び施設設備費は、合計額を 3 年または 4 年で分割した額とする。</p>

10. 入学者	清泉女学院大学及び清泉大学を卒業した者は、入学金のみ規定の2分の1の額とし、授業料、施設設備費及び実験実習費は規定どおりとする。
11. 外国人留学生	海外姉妹校・提携校からの留学生については、入学金を免除し、授業料、施設設備費及び実験実習費を規定の2分の1の額とする。
12. 同窓生子女入学者	同窓生（清泉女学院大学、清泉大学、清泉女学院短期大学、清泉大学短期大学部及び清泉保育女子専門学校卒業生）の子女については、入学金のみ規定の2分の1の額とし、授業料、施設設備費及び実験実習費は規定どおりとする。
13. 兄弟姉妹入学者	同窓生又は清泉大学、清泉大学短期大学部の在学生の兄弟姉妹及び同時入学の兄弟姉妹のうちの1名については、入学金のみ規定の2分の1の額とし、授業料、施設設備費及び実験実習費は規定どおりとする。